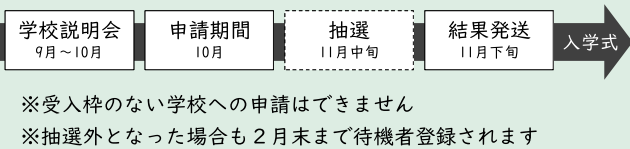


1 学校選択制度導入の経緯・現状

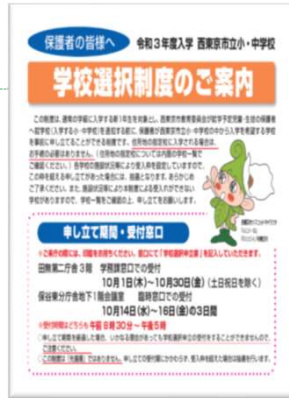
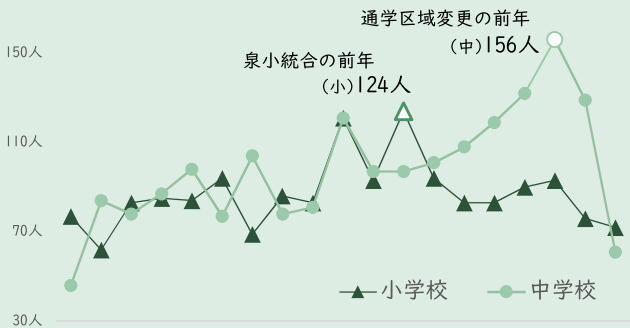
平成9年文部科学省通知「通学区域制度の弾力的運用について」を受けて
西東京市では、平成15年度入学者から学校選択制度を導入しました

合併 田無市 保谷市	平成13年1月 合併協議会の協議事項として通学区域に関しては「当面、現行のままとするが、市境については弾力的運用に努める」こととされた
指定校変更特例措置	平成13年4月 旧市境を越えて自宅から近い小・中学校に就学できる指定校変更特例措置を導入 *旧市境の通学区域の見直しにより平成23年度に廃止
学校選択制導入の検討	平成13年7月以降 懇談会の設置や市民意向調査・他市への視察などを踏まえ検討を進める *市民意向調査では約7割の保護者が「賛成」「どちらかという賛成」
規則制定	平成14年7月 西東京市立学校の学校選択制度に関する規則が制定 ➤ 参考資料3

制度利用までの流れ



学校選択制度を利用して入学した人数



案内パンフレット
➤ 参考資料4

小学校で横ばい、中学校はやや増加となっています。
泉小の統合や中学校通学区域の変更など、就学制度の変更が生じる前年は利用者数が多くなる傾向が見受けられます。

入学年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
小学校	77	62	83	85	84	94	69	86	83	121	93	124	94	83	83	90	93	76	72
中学校	46	84	78	87	98	77	104	78	81	121	97	97	101	108	119	132	156	129	61

2 学校選択制度導入の目的と狙い

学校選択制度を導入することにより見込んだ効果（当初の狙い）

1 特色ある教育の提供	2 学習意欲の向上	3 通学の利便性	4 学校教育の質的水準の向上	5 保護者の関心の向上
子どもに即した教育、その子どもの個性を育む魅力的な学校で教育を受けられるようにします	児童・生徒が自ら希望する学校を選ぶことにより、学習意欲の向上を図ります	自宅に近い学校に行かせたい、交通量の少ない道路を利用して通学したいなどの保護者要望に応えます	選ばれる学校は、校長の責任と権限のもと教職員の英知を結集して創意・工夫を凝らすことにより、学校教育の質的水準の向上を図ります	選ぶ側の保護者は、学校に対する関心をより深めることになり、学校教育における保護者と学校の信頼関係を新たに構築する機会が与えられます

制度そのものに価値をおくのではなく、
子どもに即した教育の提供や、特色ある学校づくりの展開を目指します

3 学校選択制度を利用した理由（これまでのアンケート結果）

西東京市ではこれまで、制度を利用した保護者に、その理由をアンケート調査しています（複数選択可）

「小学校」選択者		「中学校」選択者	
1位	学校の近さや通学のしやすさ 376件	1位	子どもの友人関係 593件
2位	子どもの友人関係 356件	2位	学校の近さや通学のしやすさ 357件
3位	学校の施設設備の整備状況 152件	3位	部活動 331件
4位	教育活動の内容 140件	4位	学校（子ども）が落ち着いている 212件
5位	地元とのつながり 116件	5位	教育活動の内容 193件
【参考】教職員の熱意等	79件	【参考】教職員の熱意等	106件

学校選択制度の導入目的以外の理由により選択されています

小・中学校ともに、「学校の近さや通学のしやすさ」「子どもの友人関係」が上位を占めています。

また、中学校においては、部活動を理由にした選択が第3位に位置しています。

一方で、学校選択制度導入の理由である、子どもに即した教育の提供や特色ある学校づくりに繋がる

「教育活動の内容」や「教職員の熱意等」については上位に比べ約3分の1の件数に留まっています。